

宮城県公報

宮 城 県
（総務部県政情報・文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

ページ

条例（議員発議）

- 宮城県飲酒運転根絶に関する条例の一部を改正する条例
（地域交通政策課） 一
- 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
（議会事務局総務課） 一
- 県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例
（同） 一

条 例

宮城県飲酒運転根絶に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和六年十二月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六十五号

宮城県飲酒運転根絶に関する条例の一部を改正する条例

宮城県飲酒運転根絶に関する条例（平成十九年宮城県条例第八十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「及び」を「」に改め、「原動機付自転車」の下に「及び同項第十一号の二に規定する自転車」を加える。

第十一号第一項各号中「第百十七条の二第二号又は第百十七条の二の二第三号」を「第百十七条の二第二項第一号又は第百十七条の二の二第二項第三号」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（情報提供に関する規定の適用）

2 改正後の第十一条第一項の規定（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第十一号の二に規定する自転車を運転した者に係るものに限る。）は、この条例の施行の日以後に同法第百十七条の二第一項第一号又は第百十七条の二の二第二項第三号に該当した者に関する情報の提供から適用する。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和六年十二月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六十六号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

（県議会議員の職にあつた者の礼遇に関する条例の一部改正）

第一条 県議会議員の職にあつた者の礼遇に関する条例（昭和三十四年宮城県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第三条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第五条中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（宮城県議会の保有する個人情報に関する条例の一部改正）

第二条 宮城県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和四年宮城県条例第六十七号）の一部を次のように改正する。

第五十三条から第五十五条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年六月一日から施行する。ただし、第一条中県議会議員の職にあつた者の礼遇に関する条例第三号第三号を削り、同条第四号を同条第三号とし、同条第五号を同条第四号とする改正規定は、公布の日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六十七号

県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

第一条 県議会議員の議員報酬等に関する条例（平成十二年宮城県条例第九十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「百分の百七十」を「百分の百七十五」に改める。

第二条 県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「百分の百七十五」を「百分の百七十二・五」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例中第一条、次項及び附則第三項の規定は公布の日から、第二条の規定は令和七年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の県議会議員の議員報酬等に関する条例（以下「新条例」という。）第五条の規定は、令和六年十二月一日から適用する。

（期末手当の内払）

3 新条例の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の県議会議員の議員報酬等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。